## 2016 年度 JACB 拡大品質技術委員会議事録

日 時: 2016年12月22日(木)13:00~17:00

会場: 弘済会館(公益財団法人 弘済会館) 萩の間 (4F)

東京都千代田区麹町5丁目麹町5-1

事務局: 鈴木、中村、齋藤 (JACO)

## 【資料】

・2016 IAF 年次ミーティング参加報告 (速報版)

- ・APG文書翻訳第三版の概要
- ・品質マニュアルの行方

## 【質疑・応答】

1. 2016 IAF 年次ミーティング参加報告

Q: ディスカッションペーパー2の件、認定審査中以外に認定機関が組織と制限なしに コンタクトできるという解釈が成り立ったのでしょうか? ある程度の縛りは無い のでしょうか? 議論の中身をご存じであれば教えて頂きたい。

A: マーケットサーベイランスは認定機関としての権利であり義務である。問題が有った場合には調査しなければならないルールがあるので認めなければならない。しかし、どこまでやるか、そこまでやる必要があるのかは個別の事情によるので、TCの中で詳細な議論は行われなかった。

## 2. APG 文書翻訳第三版概要の解説

Q: 箇条 7.1.6 組織の知識について、規格は、「この知識を維持し」とあるので、文書化された情報を維持しなければならないという強い要求ではないのでは?

A: 悩ましいところだと思う。規格は文書に残せとは言っていない。しかし、今まで取り決めたものが残っていかないということは、組織の知識は維持できないのではないでしょうか。

規格は、必要な状況で利用可能にしなければいけない、アクセスする方法も設定しなければいけないという事を考慮すると、文書化はせざるを得ないと考えます。

規格は、文書化しなさいとは言っていないが、維持しなさいと言っています。維持 するとは、メンンテナンスすることです。

審査で、組織の知識があるのであれば、知識がどこに有るのか、良いかどうかを 誰がどのように判断しているのか、どうやって変更するのかを質問すると思います。 知識は永遠不滅のものではないので、技術の進歩、事業変化に対してどう追従して いくのかを聞かないといけない。

文書化されていないが、教えているかもしれない、しかし教えた者は、教えた事を 記憶に留めていないといけないし、変更すれば教えなければならない。こういった ことをきちんと行うためには、結果的には文書化が最も有効と考えます。文書化し ていないのであればどの様に維持されているかを聞くべきと考えます。

Q: 二段階方式の初回認証の審査について重要な変更が生じた場合、全て又は部分的な 第一段階審査を実施しなければいけないとあるが、重要な変更の定義、具体例を教 えてください。また、部分的な第一段階審査とはどのようなものでどのタイミング で実施するかを教えてください。

A: 二段階審査は、初回認証の規定ですが再認証でもありうるということ。重要な変更 例として、法律の変更、組織形態の変更、製品・サービスが大きく変更された場合



など再認証の場合でも第一段階の考慮をしてくださいと ISO 17021-1 の 9.6.3.1.3 に述べられています。

すでに認証している組織で、第一段階審査を実施しなければならなくなったのは、 組織に不連続な変化があって、前回の審査結果から第二段階審査プログラムをどう 組んだら良いか判断できなくなった状況と考えます。不連続な変化とは、合併等で 大きな組織変更があった、ロケーションが変わったといったドラスティックな変化 が起きた場合と考えれば判断が出来ると考えます。

- Q: APG 文書 85 頁の表題は規格適合性の実証となっていて、目次の表示と不整合です。
- A: 85 頁の表題は、規格適合性の審査です。頁の振り方にもミスが有ります。目次の 頁表示が、119 頁以降で 2 頁ずれています。
- 3. グループ討議 品質マニュアルの行方
  - Q: 今の寸劇はおもしろかった。方針の中にはハウがふくまれていると導いて頂いたの は良かったと思いますが、それを社会にどの様に広めていかれるのですか?
  - A: 審査の場で顧客から賛同を引き出す必要があるが、この論文があることは解りにくい。従って審査員が審査の場で啓発しなければならないと考えている。

非認証組織に対して品質マニュアルの提出を要求するのをやめて、ポリシーの中に ハウが含まれた方針文書の提出を要求していくことを提案したいと思います。

認証機関からの発信は、アイソスかグローバルテクノが出す雑誌に留まる。このような雑誌を一般の方が読むことは考えにくい。この論文を、JACB 一般向ウェブサイトに掲載すれば、一般の方もこの論文を見て理解してくれるかもしれない。審査員には、審査での方向付けができること、審査員の理解が深まっていくことになると考えます。

いろいろな意見があり、これは品質技術委員会のまとめた内容で、JACB の意見ではないのですが、これを世に問う事は意味が有るのではないかと考えるので、JACB 一般ウェブサイトに掲載することを提案します。

Q: 品質マニュアルと呼ぶことができる文書化した情報を持ちなさいと要求を出していると思っています。その要求を導いた箇条は、4.4品質 MS 及びそのプロセスと考えています。

品質方針から誘導すると考えてはどうかとの意見が有りましたが、箇条 4.4 から誘導出来るのではないでしょうか?

A: 4.4 から誘導される方も居ることは、確かです。但し、4.4 は具体的に基本方針を文書化しなさいと要求している規定にはなっていない。ISO14001でも5.2環境方針のところで文書化し、利用可能にしなさいと書かれています。

一般には、品質マネジメントシステムマニュアルと品質マニュアル(製品の品質) と混同している組織が多いのではないかと思います。品質マネジメントマニュアル は、「製品品質をつくる」ための規格で、製品の品質方針ではありません。ISO9001 の要求は、品質マネジメントシステムの要求で、製品品質を実現するにはトップマネジメントが主要各部署にどの様なことをやらせていかなければいけないかということだと考えています。「製品の品質の要求だ」という間違った解釈をして進んでいる例が多いのではないかと思っています。

組織の規格の捉え方にバラツキがある例と考えます。

 < JACB事務局>
株式会社 日本環境認証機構(JACO)内 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19アドレスビル TEL 03-5572-1721 FAX 03-5572-1730
E-mail: jimukyoku@jacb.jp

